

## 【 目 次 】

① 火葬交付金	1
② 住民異動(世帯主変更、印鑑登録証)	1
③ 国民健康保険	1
④ 後期高齢者医療	2
⑤ 国民年金	2
⑥ 戸籍(除籍)の請求	2
⑦ 税金に関する手続き	3
⑧ 霊園	4
⑨ 畜犬	4
⑩ 障がい福祉	4
⑪ 児童福祉	4
⑫ 介護保険	5
⑬ 水道・下水道	5
⑭ 学校	6
⑮ 村役場電話帳	6
⑯ 村役場以外の国・県などの手続き	7
⑰ 委任状について	8

参考：村役場庁舎案内図

このパンフレットでは、主な手続きをご案内しています。記載されたもの以外で、必要な手続きにつきましては、ご遠慮なく、各担当にお問い合わせください。

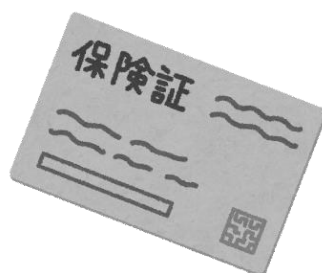
## 【 村役場での手続き 】

お亡くなりになられた方が次の表に該当する場合は、必要なものをご持参になり、各担当窓口で手続きを行ってください。ご印鑑をお持ちいただくときは、スタンプ印ではなく、認印で結構ですので、朱肉を必要とするご印鑑をご用意ください。

また、「届出(申請)手続き」に代理人がご来庁される際、委任状が必要になる場合がありますので、事前にご確認ください。(委任状については、8ページに掲載しています。)

<b>税務住民課（本庁舎1階） 046-288-3849 &lt;住民保険関係&gt;</b>					
主な手続きの種類と 手続きが必要な方		手続きの内容等	必要なもの等	期限等	チェック 欄
① 火葬 交付金	火葬を行った方	火葬の際の実費分を 村が助成します。 (上限 80,000 円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書の原本</li> <li>・火葬を行った方の                              預金通帳</li> <li>・印鑑</li> </ul>	速やかに	
	3名以上の世帯で 世帯主が死亡した とき	世帯主の変更をしま す。(他の方に世帯主を 変える場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類                              (運転免許証等)</li> </ul>	速やかに	
② 住民 異動	・清川村では世帯主の方が死亡された場合は、便宜上2番目に住民票に記載されている方を自動的に世帯主としています。そのまま差し支えなければ、手続きは不要です。				
	印鑑登録証(印鑑 カード)および住民 記録台帳カードを お持ちの方	死亡された方のカード を返納してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各カード</li> </ul>	速やかに	
・印鑑登録証(印鑑カード)、住民記録台帳カードをお持ちの方が死亡された時点で、カードは失効されています。 ・マイナンバーカード(通知カードを含む)は、相続や納税、死亡保険金の支払い等において、提示を求められる場合があります。なお、返納の必要はありません。					
③ 国民 健康 保険	保険の加入者	被保険者証の返納の み必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証                              (その他、限度額適                              用認定証などもお持                              ちの方は一緒に返納                              してください。)</li> </ul>	速やかに	
	葬祭費の請求	葬祭費(50,000 円)が 支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葬祭などを行ったこ                              とが分かるもの(領                              収書や会葬礼状の                              原本)</li> <li>・葬祭などを行った方                              名義の預金通帳</li> <li>・印鑑</li> </ul>	速やかに	

主な手続きの種類と 手続きが必要な方		手続きの内容等	必要なもの等	期限等	チェック 欄
④ 後期 高齢者 医療 保険	保険の加入者 (75歳以上の方)	被保険者証の返納のみ が必要です。	・被保険者証 (その他、限度額適用 認定証などもお持ち の方は一緒に返納 してください。)	速やかに	
	葬祭費の請求	葬祭費(50,000円)が 支給されます。	・葬祭などを行ったこ とが分かるもの(領 収書や会葬礼状の 原本) ・葬祭などを行った方 名義の預金通帳 ・印鑑	速やかに	
⑤ 国民 年金	国民年金の受給者 (加入者)	未支給年金などの請 求が必要です。 ※死亡された方の加入 していた年金により、 手続きが異なりますの で、詳細は厚木年金事 務所でご確認ください。 046-223-7171	・年金証書 ・預金通帳(請求する 方)※請求できる順 位があります。 ・年金手帳(加入者)	速やかに	
⑥ 戸籍 (除籍 の請 求)	諸手続きで、戸籍 (除籍)が必要にな った方	配偶者、父母、祖父母、 子、孫などが請求でき ます。	・本人確認書類 (運転免許証等) ・手数料 戸籍謄抄本 450円 除籍謄本 450円 改製原戸籍 750円	必要なとき	
	<p>・死亡届の提出後、戸籍の記載には1週間から10日程度、時間が掛かりますので、戸籍の記載が終了したかをご確認のうえ、ご来庁ください。</p> <p>・また、戸籍は本籍のある市区町村でないと、交付を受けることができません。本籍地が清川村以外の方は、本籍のある市区町村の役所にお問い合わせください。</p>				



主な手続きの種類と 手続きが必要な方	手続きの内容等	必要なもの等	期限等	チェック 欄	
⑦ 税金に関する手続き	村税や保険料などを死亡者名義の口座から引き落としされていた方	引き続き、別名義の口座から引き落としを希望される場合は、改めて申込みをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税通知書</li> <li>・新しく振替をする預金通帳</li> <li>・金融機関の届出印</li> </ul>	速やかに	
	村税の相続人代表者の指定	故人が村税を納付していた(課税されていた)場合、相続人代表者の指定をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人代表者の印鑑</li> <li>・法定相続人全員連名の確認書(代表者指定届)</li> </ul>	速やかに	
	共有資産代表の方	共有名義の固定資産を所有していて、故人が代表者になっていた場合は、変更届が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい代表者の印鑑</li> </ul>	速やかに	
	未登記家屋の名義変更	故人が未登記家屋を所有していた場合、名義変更をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人や相続の内容が分かる書類(次のいずれか)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議書</li> <li>○遺言書</li> <li>○法定相続人全員連名の確認書と戸籍謄本(故人の出生から死亡までのもの)</li> </ul> </li> <li>・新しい所有者の印鑑</li> </ul>	速やかに	
	原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車の所有者	バイク等の名義変更や廃車 ※125ccを超える二輪車等については、軽自動車協会または神奈川運輸支局でのお手続きになります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート(廃車時のみ)</li> <li>・標識交付証明書</li> <li>・印鑑</li> </ul>	随時 お亡くなりになった年度の3月31日までに	



税務住民課（本庁舎1階） 046-288-3849 <環境関係>

主な手続きの種類と 手続きが必要な方		手続きの内容等	必要なもの等	期限等	チェック 欄
⑧ 霊園	宮ヶ瀬霊園の使用 者名義の方	宮ヶ瀬霊園使用者の 変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本</li> <li>・住民票 (本籍地が記載されているもの)</li> <li>・宮ヶ瀬霊園使用許可書</li> <li>・印鑑</li> </ul> ※旧使用者との関係及 び死亡日が分かる書 類が必要です。	速やかに	
	⑨ 畜犬	犬を飼っている方	飼い主の変更	ありません	速やかに

保健福祉課（やまびこ館1階） 046-288-3861 <福祉関係>

主な手続きの種類と 手続きが必要な方		手続きの内容等	必要なもの等	期限等	チェック 欄
⑩ 障 がい 福 祉	身体障害者手帳、 精神障害者保健福 祉手帳、療育手帳 をお持ちの方	各種手帳の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種手帳</li> <li>・印鑑</li> </ul>	速やかに	
	自立支援医療(精 神通院)受給者証 をお持ちの方	受給者証の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療受給者証</li> <li>・印鑑</li> </ul>	速やかに	
	㊦医療証をお持 ちの方	医療証の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・㊦医療証</li> <li>・印鑑</li> </ul>	速やかに	
⑪ 児 童 福 祉	小児医療証または ひとり親家庭等医 療証をお持ちの方	対象の子どもまたは受給者(保護者)の方が死亡 された場合、医療証の返納等の手続きがありま すので、担当にお問い合わせください。		速やかに	
	児童手当、児童扶 養手当、特別児童 扶養手当を受給し ている方	対象の子どもまたは受給者(保護者)の方が死亡 された場合の手続きがありますので、担当にお 問い合わせください。		速やかに	
	放課後児童クラブ を利用している方	手続きが必要な場合がありますので、担当にお 問い合わせください。		速やかに	
	保育所(園)に入所 している方の保護 者	保護者の方が死亡された場合、保育料が変更にな る場合がありますので、担当にお問い合わせ ください。		速やかに	

保健福祉課（やまびこ館1階） 046-288-3861 <介護保険関係>

主な手続きの種類と 手続きが必要な方		手続きの内容等	必要なもの等	期限等	チェック 欄
⑫ 介護 保険	65歳以上の方または 40歳～64歳で 介護認定を受けて いる方	介護保険被保険者証 の返納	・介護保険被保険者証 ※次の3点もお持ちの 方は、一緒に返納し てください。 ○介護保険負担割合証 ○負担限度額認定証 ○日常生活用具給付 事業給付券	速やかに	
	介護認定申請中の 方	介護認定申請の取り 下げ手続き	ありません	速やかに	

まちづくり課（本庁舎1階） 046-288-3862 <上下水道関係>

主な手続きの種類と 手続きが必要な方		手続きの内容等	必要なもの等	期限等	チェック 欄
⑬ 水道	村営水道の使用者 名義の方	給水装置使用者の変 更	・印鑑	速やかに	
	村営水道の所有者 名義の方	給水装置所有者の変 更	・印鑑 ・登記簿謄本など(相 続後の家屋が記載さ れているもの) ※詳細については、担 当にお問い合わせせ ください。	速やかに	
⑬ 下 水 道	下水道の使用者名 義の方	下水道使用者の変 更	・印鑑	速やかに	
	下水道事業受益者 の名義の方	下水道事業受益者 の変更	・印鑑 ・登記簿謄本など(相 続後の土地が記載さ れているもの) ※詳細については、担 当にお問い合わせせ ください。	速やかに	
	自家水(地下水等) の使用名義の方	使用人数の変更	・印鑑	速やかに	

学校教育課（本庁舎4階） 046-288-1215 <学校関係>

主な手続きの種類と 手続きが必要な方	手続きの内容等	必要なもの等	期限等	チェック 欄
⑭ 学校 清川幼稚園、小学校、中学校に通学（園）されている園児・児童・生徒の保護者	保護者の変更届	・印鑑	速やかに	

このパンフレットでは、主な手続きをご案内しています。記載されたもの以外で、必要な手続きにつきましては、ご遠慮なく、各担当にお問い合わせください。

【 清川村役場 電話帳 】



課・局名	電話番号	業務内容
総務課	☎(288)1212	庁舎管理、広報広聴、住民相談、情報公開、職員人事、公務災害補償、防災計画、消防・救急、交通安全、防犯、選挙、村長・副村長の秘書など
政策推進課	☎(288)1213	主要施策の企画、総合計画、広域行政、財政計画、統計調査、予算の編成・執行、基金、寄附、入札など
税務住民課	☎(288)3859	村税の賦課・収納、固定資産評価、村税の減免、納税証明、休日収納など
	☎(288)3849	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、一般廃棄物収集処理、不法投棄、畜犬登録、宮ヶ瀬霊園など
保健福祉課	☎(288)3861	健康診査、母子保健、健康相談、献血、予防接種、宮ヶ瀬診療所、児童福祉、保育所、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護、人権擁護、介護保険、地域包括支援センター、保健福祉センターやまびこ館・ひまわり館の管理など
産業観光課	☎(288)3864	農業振興、山村振興、林業振興、猟区、村営林道の維持、商工業・観光産業振興、ふれあいセンター管理など
まちづくり課	☎(288)3862	土地利用、村営住宅、屋外広告物、管内図、住宅耐震、道路橋りょう計画、道路認定、河川、電子入札、水道事業計画、水道施設維持管理、水道・下水道使用料の賦課、下水道整備、し尿処理など
学校教育課	☎(288)1215	学校の管理・指導、就学時健康診断、学校給食、通学区域設定、児童・生徒の就学・区域外就学、教育相談など
生涯学習課	☎(288)3733	生涯学習、男女共同参画、文化財保護、生涯スポーツ、せせらぎ館・図書館・運動公園の管理など
議会事務局	☎(288)1576	議案・請願・陳情、本会議・委員会・協議会、議決事項の処理、議事一般など

## 【 村役場以外の国・県などの公的機関での主な手続き 】

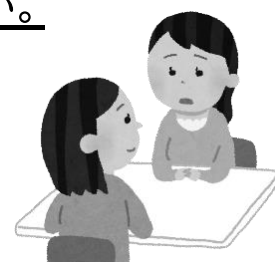
このパンフレットに記載された手続きのほか、村役場以外の関係機関で手続きが必要になる場合がありますので、届出の手続き方法や必要な書類など、各関係機関にてご確認ください。

手続きに必要な書類の中には、村役場で発行できるもの「戸籍・除籍・改製原戸籍の謄(抄)本、住民票、印鑑登録証明書、税に関する各種証明書」などがありますので、必要部数等を関係機関にお問い合わせのうえ、役場にご来庁になられると速やかにご用意できます。

また、各種謄本や証明書の発行には、所定の手数料がかかります。

主な手続きの種類と 手続きが必要な方	手続きの内容等	届出または手続き窓口 (お問い合わせ先)
国民年金の受給者	未支給年金などの請求 ※死亡された方の加入していた年金により、手続きが異なります。	厚木年金事務所 厚木市栄町 1-10-3 ☎ 046-223-7171
二輪の小型自動車(250 ccを超える二輪車)を所有している方	名義変更または廃車の手続き	神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所 愛川町中津 7181 ☎ 050-5540-2037
二輪の軽自動車(125 ccを超え250 ccを以下の二輪車)を所有している方	名義変更または廃車の手続き	軽自動車協会相模支所 愛川町中津 4071-33 ☎ 050-5540-2037
軽三輪自動車、軽四輪自動車を所有している方	名義変更または廃車の手続き	軽自動車検査協会相模支所 愛川町中津 4071-5 ☎ 050-3816-3120
自動車税・不動産取得税などの県税を納付されている方	相続人代表者または納税管理人の指定届	神奈川県厚木県税事務所 厚木市水引 2-3-1 ☎ 046-224-1111(代表)
所得税・相続税などの国税を納付されている方 (納税額または算出税額の出る方)	相続を知った日から4か月以内に所得税の準確定申告、10か月以内に相続税申告とその納税	厚木税務署 厚木市水引 1-10-7 ☎ 046-221-3261(代表)
不動産の相続移転登記が必要な方	土地・家屋等の相続に伴い、遺言書や遺産分割協議書、法定相続分のいずれかで、相続移転登記を行うものです。	横浜地方法務局厚木支局 厚木市寿町 3-5-1 ☎ 046-224-3163(代表)
運転免許証をお持ちの方	返納の手続き	厚木警察署 厚木市水引 1-11-10 ☎ 046-223-0110(代表)

お亡くなりになられた方によって、このほかにも手続きが必要な場合がありますので、心配なことがございましたら、ご遠慮なく、役場職員にご相談ください。





## 【 委任状について 】

ご家族がお亡くなりになられたことにより、健康保険、各種振込み・振替口座変更などの手続きや戸籍謄本・住民票や村税に係る証明書の請求に際して、同一世帯や相続人の方以外の代理人の方が手続きを行われる場合に、委任状が必要になる場合があります。

委任状については、必ず委任者(頼む方)が、次のページに掲載している委任状の「委任者の欄」、「代理人の欄」、「委任事項の欄」に自署・押印され、その原本をご提出ください。

次のページに掲載している委任状は、村役場での手続き用に作成したものです。村役場以外での手続きを代理人が行う場合の委任状の様式については、各種手続き機関でご確認ください。

また、任意の様式を使用される場合は、記入例の内容を参考に作成してください。

委任行為、委任事項について、委任者の方へ確認させていただく場合がありますので、日中に連絡可能な電話番号(携帯電話番号など)をご記入ください。

委任状の作成日から遅くとも3か月以内に、各種手続きをお済ませください。

なお、代理人の方のご本人確認をさせていただくことがありますので、マイナンバーカードや運転免許証など身分を証明する書類をご持参ください。



委任状

(宛先) 清川村長

令和〇年〇〇月〇〇日

委任者(頼む方)

住 所 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷〇〇〇〇番地

氏 名 清 川 次 郎



印

(生年月日 大正・昭和・平成・令和××年××月××日生)

連絡先電話番号 090 — 1234 — 5678

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住 所 神奈川県厚木市中町〇丁目〇番〇号

氏 名 神奈川 一 郎

委任事項(委任する事項に☑を付してください。)

- 亡 清川太郎 の死亡に伴う、住民異動手続き(世帯主変更等)の届出申請に関する権限
- 亡 清川太郎 の死亡に伴う、相続手続きに必要となる戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- 亡 \_\_\_\_\_ の死亡に伴う、税務に関する各種の交付申請及び受領に関する権限(固定資産税、住民税、軽自動車税<種別割>)
- 亡 \_\_\_\_\_ の死亡に伴う、清川村役場への届出申請に関する一切の権限
- その他 \_\_\_\_\_

# 委任状

(宛先) 清川村長

年 月 日

委任者(頼む方)

住 所

氏 名

印

(生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日生)

連絡先電話番号

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住 所

氏 名

委任事項(委任する事項に☑を付してください。)

- 亡\_\_\_\_\_の死亡に伴う、住民異動手続き(世帯主変更等)の届出申請に関する権限
- 亡\_\_\_\_\_の死亡に伴う、相続手続きに必要な戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- 亡\_\_\_\_\_の死亡に伴う、税務に関する各種証明書の交付申請及び受領に関する権限(固定資産税、住民税、軽自動車税<種別割>)
- 亡\_\_\_\_\_の死亡に伴う、清川村役場への届出申請に関する一切の権限
- その他\_\_\_\_\_